



介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業



実務者研修施設に在学している方に

上限 **20万円** をお貸しします！

この貸付金は、一定の条件を満たすと返還免除になります

※条件については、ウラ面をご覧ください



このような費用にご利用いただけます！



実務者研修施設の授業料



実習費及び教材費等



学用品、受験手数料等

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 総務課

〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ2F

TEL: 017-723-1391 (平日 8:30~17:00) FAX: 017-723-1394

ホームページアドレス: <http://aosyakyo.or.jp/>

【QRコード】



対象になるのはどんな人？

以下の要件を全て満たす方が対象です。



- (1) 実務者研修施設に在学している方
- (2) 実務者研修施設を卒業後、1年以内に介護福祉士資格を取得し、青森県内で返還免除対象業務に従事する意思のある方
- (3) 実務者研修施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験可能な方（※1）
- (4) 他都道府県において同種の貸付を受けたことがない方（※2）

※1 3年以上介護等の業務に従事した方、または国家試験を「実務経験見込」で受験できる方

※2 職業訓練として実務者研修を受講している方や、教育訓練給付制度を利用して実務者研修を受講している方は申込できません。



どうやって申し込みばいいの？

実務者研修受講期間内に実務者研修施設経由でお申込みください。

※募集枠に限りがあるため、上限に達した場合は予告なしに募集を締め切らせていただきます。

※実務者研修受講期間終了後の申し込みはできません。

返還が免除になる条件は？



返還免除の要件は下記のとおりです。

- ①実務者研修施設を卒業後、1年以内に資格登録して
- ②返還免除対象業務に従事し
- ③引き続き2年間、当該業務に従事したとき（※）

※在職期間730日以上、返還免除対象業務に従事した期間が360日以上あること



もし試験に合格できなかつたら・・・？

実務者研修施設卒業年度の試験に合格できなかつた場合でも所定の手続きを行つて再度受験、資格登録して返還免除対象業務に従事し、引き続き2年間、当該業務に従事することで返還免除となります。

※試験に合格できなかつた年度以降、受験しない場合は貸付金は返還となります。